

平成23年度 第2回 岡山県ハンセン病問題対策協議会 議事録

平成24年3月26日(月) 10:00~12:10

三光荘 3階 パブリゾン

1. 開会

(事務局・原田)

本日はお忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。ただ今から「平成23年度第2回岡山県ハンセン病問題対策協議会」を開催いたします。開会にあたり、岡山県保健福祉部長からご挨拶させていただきます。

(挨拶・佐々木保健福祉部長)

本日は、大変お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。日頃は、県のハンセン病問題関連施策にご協力いただきまして誠にありがとうございます。ハンセン病問題対策は、私たち県民がハンセン病問題について正しく理解し、偏見や差別を解消するために、二度とこのような人権侵害を繰り返さないために、委員の皆様方のご意見をいただきながら、きめ細かな啓発活動に重点を置いて取り組んでいるところでございます。こうした取り組みの中で入所者の皆さま方には、語り部として、ご協力を賜っております。ここに改めて感謝申し上げます。今後もこうした活動を皆さまの体調に十分留意しながら、ご協力賜りたいと思っておりますので、お力添えいただければと存じます。本日の協議会では、次第にございますとおり、本年度の事業実施状況を報告申し上げます。また、来年度の事業実施計画についてご協議いただきます。その他、ハンセン病療養所入所者等社会復帰支援員の活動につきまして、前回の協議会でご議論いただき、本年度末をもって終了となりますが、この10年間の取り組みをご報告いただくこととなっておりますので、よろしく願いいたします。委員の皆さまには、ハンセン病問題対策に関する各種事業につきまして、忌憚のないご意見をいただければと思っておりますので、本日はよろしく願い申し上げます。

(事務局・原田)

それでは、議事の進行を平松会長をお願いいたします。

2. 議題

(挨拶・平松会長)

皆さん、おはようございます。暦の上では、春とは申しませんが、まだまだ非常に寒い日が続いております。ハンセン病問題など、さまざまな問題を考えてみると春が近いといえども、現実には厳しいと認識せざるを得ません。本当にこのハンセン病の元患者さん達の人権の保障をいかにするかということは、非常に大切なことであります。そして今日の問題は一体何かということ、支援のあり方ということ、支援とは何かということを改めてここでしっかり考えて参りたいと思っております。本当に貴重な時間、お集まりいただきまして感謝申し上げます。どうぞこの時間が有効であり、また充実したものとなるよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(1) 平成23年度ハンセン病問題対策事業実施状況について

(平松会長)

それでは議題に入ります。まず平成23年度ハンセン病問題対策事業実施状況について、健康推進課での取り組みについて健康推進課 則安委員 から説明をお願いします。

(則安委員)

<平成23年度ハンセン病問題対策事業実施状況について、資料に基づき説明：略>

(平松会長)

ありがとうございました。それでは引き続き、教育庁での取り組みについて、教育庁人権教育課 谷名委員 から説明をお願いします。

(谷名委員)

<平成23年度ハンセン病問題対策事業実施状況について、資料に基づき説明：略>

(平松会長)

ありがとうございました。それでは続いて、人権施策推進課での取り組みについて、人権施策推進課 寺元委員 から説明をお願いします。

(寺元委員)

<平成23年度ハンセン病問題対策事業実施状況について、資料に基づき説明：略>

(平松会長)

ありがとうございました。それでは次に保健福祉課での取り組みについて、保健福祉課 水川委員 から説明をお願いします。

(水川委員)

<平成23年度ハンセン病問題対策事業実施状況について、資料に基づき説明：略>

(平松会長)

ありがとうございました。それでは社会復帰支援員の活動について、当協議会のオブザーバーとして参加していただいております、支援員から説明をお願いします。

(金田支援員)

社会復帰支援員の代表をしております。社会復帰支援員の今年度の活動は、両園に毎月2回ずつ訪問したことと、社会復帰されている県内の方に月1回の訪問をしております。実績としては、現在、29名の医療ソーシャルワーカーが両園に出張しています。以前から報告しているとおり、社会復帰の相談はありません。数は少ないですが、話しを聞いてほしいということで、1人につき1～2時間程度のお話を聞かせていただくという活動を続けています。以上です。

(平松会長)

ありがとうございました。事業実施状況の説明でしたが、何かご意見、ご質問等がありますか。

(屋委員)

社会復帰支援員の活動が、10年を節目として今年度で終結することに関し、今後、「ゆいの会」と合同で活動すると聞いていますが、その具体策はできておられるのかお聞きしたい。

(金田支援員)

10年間の活動報告をする際、お話ししたいと思いますが、準備はしています。

(平松会長)

ありがとうございました。その他、ご意見はありませんか。

(則武委員)

小冊子及びリーフレットの配布に関し、結果の報告がありました。学習用小冊子は64,000部刷ったものが11,000部残っている。逆にいうと5万部以上配布済のようだが、それに対して一般用リーフレットは、刷った年度が一年違うということもあるのでしょうか。3万部刷って、残りが22,000部。逆にいうと8千部が配付されている。学習用小冊子と一般用リーフレットの配布状況に差があるように見えるが、何か原因があるのか。

(事務局・原田)

まず一般用リーフレットですが、作成は22年度末です。ですので、配布は23年度当初からの配布となっています。学習用小冊子は、いろいろ入所者の方の体験談などを載せており、非常にニーズが高く、こちらを中心に配布しています。一般用リーフレットは見開きで、ハンセン病問題に関する基本的な内容となっており、一般の方が学習する際には、こちらを導入として使用し、学校で使用する場合は、体験談や写真も盛り込んだ小冊子の方をメインに活用しているということで、配布状況に差が出ています。

(平松会長)

その他、何か関連したことでご質問、ご意見があればお願いします。

(中尾委員)

県の依頼で、県内の学校へ語り部として出向いている。昨年度、愛生園では13校行かせてもらったが、年を取り、活動してくれる人も少なくなっている。一人が何校も受け持つ状態がだんだん増えてきており、少しでも軽減してもらえたらと考えています。県外に出向いて活動する語り部もあり、県の活動と調整しながら行っている。だんだん行き詰まってきている状態で、考慮してもらいたい。全く減らしてしまえということではないので、一つお考えいただきたい。

(則安委員)

本当に語り部としてご活動いただき、ありがとうございます。聞かれた生徒さんたちは大変喜んでおられる。父兄の方も喜んでおられるということで、これは非常によい、大切な事業であると思っています。23年度は、大変ご尽力いただき、ご負担もお掛けしたということで、来年度はやはり健康のこともございます、この事業を大切にしながら、回数につきましては、後ほど計画でご説明しますが、10校程度の予定としています。実際に実施するに当たっては、語り部の皆さまの健康状態に留意しながら実施していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

(2) 社会復帰支援員10年間の活動報告及び今後の社会復帰支援事業について

(平松会長)

続きまして、社会復帰支援員10年間の活動報告及び今後の社会復帰支援事業につ

いて、支援員からお願いします。

(金田支援員)

この協議会では、平松会長の提案で、「入所者」という言葉を使わないようにしようということに決まりましたが、報告では「入所者」と呼ぶことをご了解ください。＜社会復帰支援員10年間の活動報告について、資料に基づき説明：略＞

私たちの使命として、社会復帰を実際に希望された人への支援について少し報告します。相談支援実人数141名のうち、具体的な社会復帰の相談があった方は17名でした。社会復帰を実現した人は、県内、県外合わせ10名でした。この人達は、本当に復帰先を県内、県外、どちらにしようか、県内だったらどこにしようか、そういった場所の問題から、住まいの問題、公営住宅にしようか、借家にしようか、それとも施設にしようかといったことから、周囲の環境、例えばスーパーやコンビニが近いところがいいとか、少し離れたところがいいとか、パチンコ屋が近いところがいいとか、そういった、周囲の環境なども含めて、いろいろと思い悩まれるわけです。そして、だいたい決定するまでに相談が始まってから2年とか3年の時間を要した人たちが多かったように思います。中にはソーシャルワーカーが公営住宅の見学に同伴で外出したというようなことも何回かありました。また、退所に当たっての経済的な補償も重要な課題としてありました。例えば一度復帰された方と新規扱いとでは、補償の額にも差があったため、本当に慎重に考えられて、揺れ動いて、何回も何回も確かめに、相談に来られた方もありました。また、社会の中で利用可能な、暮らしを支える制度、例えば身近なことでは、国民健康保険とか介護保険とか、身体障害者手帳とか、そういった、療養所ではあまり関係がなかった問題が、社会の中では、全て自己責任として発生するため、ソーシャルワーカーがその相談相手として頼りにされたと思っています。それから中には、気持ちの後押しをしてほしいということで、相談に来られた方もいました。しかし、家族の支援がなく、カミングアウトもしないで、社会の中で暮らすには、本当に勇気と孤独と戦える精神力が必要だったと思います。そして知覚麻痺による障がいは、現代のIT化された社会での一人暮らしには非常に住みにくいことが、数々あり、迷われたり、躊躇されたりするのは当然のことであったと思います。また社会復帰された人からも、「スーパーに行っても食品のラップを二重にして売っているようなお店がたくさんあり、そういうものを買っても自分では開けられないので、そういう店には二度と行かないように心掛けている」だとか、ジュースを飲みたいと思っても開封するのに口で開けるしかなく、知り合いになった店員に頼むとか、細かいことをするときには、ソーシャルワーカーの訪問日までためて待つとか、いずれかの方法でしのがれるということです。本当に社会の中で知覚麻痺を持った方が一人で暮らすということの難しさを、実際にいろんな場面で教えられました。こういった問題を解決するために介護保険だとかヘルパー制度があるわけですが、それを利用するためにはカミングアウトという問題があり、なかなか了解が得られませんでした。社会の壁もさることながら、自分の壁を超えるというのも大きな問題だと感じた、この10年でした。また、社会復帰をしたいという希望を断念された方も何人かおられました。その方たちは、相談をしても家族に強く反対され、療養所で静かに暮らせと諭されて断念された方とか、心臓病などを理由にドクターストップがかかった人、視

力障害があって一人暮らしに不安がり、さりとて思い切れないということで何度も揺れ動いて、相談されて、やっぱり止めたというような方とか、社会の壁、家族の壁、障がいの壁、年齢の壁、こういったことが理由で、希望はありましたが実現にはこぎ着けられなかった方たちがいました。一方、社会交流を目指して、ソーシャルワーカーを上手に利用し、ご自分の生活や楽しみを広げられたケースもありました。一部紹介しますと、里帰りにソーシャルワーカーが同伴するというものです。まだ、ボランティアが始まっていなかったので、ソーシャルワーカーが同伴しました。しかし、この人たちも実家への門まで行かれても、敷居をまたげないというようなことがありました。家族との約束を律儀に守られるわけです。そして家族と外で会う場合も、知らない場所の喫茶店であったということが、同伴したソーシャルワーカーから報告されました。それでも自由に自分の行きたいところに行けるということで、同伴をととても喜んでくださいました。それからウィークリーマンションを利用し、一泊して夜の街で外食したいという希望に同伴して、一緒においしい食事とお酒を飲んだというようなこともありました。それから定期的な話し相手となってほしいということで、福祉の学生さんを紹介して、傾聴ボランティアを開始しました。ゆいの会が始まってからは、外出の付添希望を、ゆいの会につなぎました。できるだけソーシャルワーカーが同伴するということが、何回も同伴することがあります。その中で、ゆいの会が、バラ園旅行を企画した際、全盲の方が参加されるのを遠慮され、是非自分一人でバラ園を楽しみたいという希望を持たれました。そこで、ソーシャルワーカーが同伴するということが、バラの咲く時期の事前調査、シャワートイレや食事場所などを視察し、念入りなプランを立てて実施したこともありました。バラを目で見ることではできなくても香りを楽しみ、手で触って楽しみ、非常に満足されたということでした。同行したソーシャルワーカーも、楽しんでいる姿に多くのものをいただいたと感謝していました。また、ゆいの会が主体でしたが、ソーシャルワーカーも協力して入所者の方の絵画展を市内で一週間開くことができました。「街中でこんなすばらしい絵を見させてくださいありがとうございます。」とほめてくださる方など、来場者が多く、やりがいと誇らしさを感じたものでした。以上、社会復帰という目的での支援は、入所者の希望を現実化するに至ったケースは非常に少数でありました。聞き取り調査の中で一様に入所者の方々が一番嬉しかったことは、島に橋ができたことだと言われていました。人間回復の橋だと言われていました。しかし、長い間隠す、隠れるといった習慣が身につけているので、社会に向かって扉が開かれたのに出て行けない、理屈では分かっているが行動に移せない、本来隠す必要もなく堂々としていけばよいはずだが、あとは自分の気持ちとの戦いだと話された内容が物語るように、ハンセン病問題の根幹の問題が社会復帰、社会参加を阻んでいることを実感した10年でした。

(平松会長)

ありがとうございました。言葉では言い表すことが非常に難しい、心から人に温かく接していく支援員の方々の活動の歴史を聞かせていただきました。本当におつかれさまでした。ご説明いただきましたが、皆さんから何かご意見とか、ご質問がありますか。

(南委員)

意見ではなく、お礼を申したいと思います。この協議会が始まって、支援員からの様々な報告や、あるいは議論をしてきたことを、着実に実現して頑張ってきてくださった、そのことをしみじみ思い出しながら、先ほどの報告を聞かせていただいた。今後は、ゆいの会の一員として、継続されるということで、非常に頼りがいのある皆さんの活動に本当に感謝を、協議会にずっと関わってきたものとしてお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

(平松会長)

その他、ご意見、ご質問等ありませんか。

(藤田委員)

全般にわたってのことでもよいでしょうか。岡山県として非常にハンセン病問題施策をよくやっている。他の都道府県ではここまでしてない。けれども、ハンセン病の政策の元は国です。ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の精神に従って行うということです。一番は、とにかく入所者をそこの療養所で最後まで世話をするということです。それについて、県の方も参加して、将来構想をすすめる会で、いろいろ検討をしていますが、実際に最後のところをどうするかというところまでは、現時点では難しいようです。恐らく、5年か10年ぐらい先に本格的に議論して、何か考えなければいけないと思います。実施するのは国ですが、やはり地域の県や市、それから大学などが一緒になって、なんとかハンセン病という御輿を担いでいかざるを得なくなるのではないかと思います。そういう状況になったときには、ぜひお願いしたいと思いますが、現時点ではどんなことをすればうまくいくかということが、誰の頭にも浮かんでいないのではないかと思います。そこで、現時点での主力は人権啓発ということになるわけです。岡山県は、ハンセン病療養所が2つあり、全国でおそらく療養所入所者数が一番多いと思います。400から500人弱ぐらいで、2番目はおそらく熊本県で360人ぐらい。そんなこともありますから、入所者のためということもありますが、啓発事業についても是非力を入れていただきたいと思います。しかし、我々は、県や市に大変お世話になっていますが、国の出先機関でもありますから、国の力で、そういうことをやっていくべきだとも思っています。両方一緒になってしなければいけないと思いますが、国の対応が私の思いでは、甚だお寒い状況と言わざるを得ないと思います。国全体を年に1、2回、各県を回るハンセン病フォーラムや、多摩全生園のハンセン病資料館、そういうものはあります。けれども人権啓発に関して、国が直接的に各療養所でできるような仕組みを作ってくれていない。そのことが、非常に我々が動きにくくしている。入所者の方たちはしっかり、老体にむち打って、非常に失礼ですが、先ほどおっしゃったように、このまま続けていくのは難しい状況にあります。そうするとやはり組織として、何か肩代わりできるようなことを考えていかないといけないと思うのですが、国の手で、療養所が正式にできるような仕組みになってなくて、非常に困ったことだと思っています。このことは、すでにこの場でも何回かお話しし、私自身も厚生労働省の疾病対策課へお願いに行っていますが、どうも動きそうにない。もっぱら特定の療養所の何かをするというようなことで、各ハンセン病療養所の要望に従って、何か全体的にしてくれるというようにならないことが困ったことだと思っています。このことについて、お力添えいただければと思う次第で

す。よろしくお願いします。

(平松会長)

ありがとうございました。この意見に対して何かありますか。

(則安委員)

藤田委員のお話にありましたが、我々としても国の施策が不可欠であるということで、県からも国に対して、長島愛生園・邑久光明園、両園が策定された将来構想、この実現に向けて全力で取り組むよう、支援いただきたいということを要請しているところです。また、地元の県としてもこの将来構想実現に向けて、将来構想をすすめる会へ参画させていただき、その実現に向け、できることを可能な限り、取り組ませていただいているところです。このことは当然、今後とも国に向けて要望を継続して参ります。

(平松会長)

ありがとうございました。本当にゆいの会の活動、岡山県は非常に活発にしてくださっている。そのことは非常に誇らしいことではありますが、ボランティア論の中に、ボランティアの役割の一つに補完的役割というものがあります。補完的役割というのは、本来するべきところが充分機能していない部分を補完する、この部分があんまり突出すると本来するべきところがなくなるというようなことがあります。本来するべきところについて、藤田委員はおっしゃったのではないかと思います。人が生きていく中で大事なことは、こんな言葉があります。和と感謝。和というのは、和らぎ。それぞれが仲良くしながら、それぞれのことについて感謝し合うということだと思えます。誰の責任というような責任転嫁ではなくて、それぞれが自分のなすべき役割をきっちり果たすということがなければ、いけないのではないかと思います。本当に藤田委員のおっしゃったことは非常に大事なことだと思えます。市民の方、民間の方が一生懸命されて、市民として、何をしていこうかということを考えることはとても大事なことです。それをしっかり支える公的なものがなければ、本当にこの国はどうなるのか、困るのではないかと思います。それぞれが、それぞれの人としての役割、組織としての役割をきちっと果たしていけるような、そうした取り組みが必要ではないかなと思います。そして我々大学としても、藤田委員がおっしゃったように、何ができるか、ということを中心に考え、学生と一緒にあって、誰もが安心して住める、そういう社会というものを創っていく役割を果たせたらと思います。支援員の方が、10年間を振り返ってお話しをしてくださいました。社会復帰という言葉、内容についてもご説明いただきましたが、社会復帰という言葉の元々の原語は、リハビリテーションです。リハビリテーションとは何か。それは、先ほど「橋が架かったことが一番嬉しい。」とおっしゃったということですが、リハビリというのは、語源的には、「全人間的復権」という意味があります。従いまして、社会の中で暮らしていくこともそうですが、その人が、その人らしく生きられること、その人が思うように生きられること、こんなことを一人ひとりが考えていかなければいけないのではないかと思います。誰かがするのではなく、自分自身が周りの人たちに対する温かい思いやり、ホスピタリティを展開していかなければいけないのではないかと、支援員の方のお話を通して、強く感じました。本当に自分の生活を投げ出して、市民の一人とし

で活躍されていることに対し、周りの人たちがもう少し、どう生きればいいのかということが考えられるような社会を創っていかねばいけない。そんなことを学ばせていただいたと思います。ただ、学ぶだけでなく、今後、我々も実際にそれを展開していかねばならないという責任を感じています。本当にありがとうございました。おつかれさまでした。

(平松会長)

それでは、次に進めていきたいと思います。今後の社会復帰支援事業について、事務局から説明をお願いします。

(事務局・原田)

それでは、説明させていただきます。支援員の方たちには、10年間いろいろお世話になり、ありがとうございました。おかげさまで、県の担当者が人事異動で変わる中、継続的な支援をしていただくことができましたこと、非常に感謝しているところです。こうした社会復帰支援員の方々の活動終了を受け、今後県としてどういった対応ができるかということを考えて、社会復帰推進事業を提案させていただきます。療養所で暮らしておられる方々は、平均年齢が82歳を超え、高齢化が進んでいる関係から療養所を退所しての社会復帰は難しい状況にあります。これまで社会復帰支援員の方々の活動で、個人個人の方の社会復帰の支援をお願いしていたところですが、今後は地域との交流によって、療養所全体としての社会復帰を進めていくという考えを基に社会復帰推進事業の新設を考えています。内容としては、小中学生に療養所を訪問してもらい、療養所の方々から直接体験を聞いたり、交流を深めたりすることにより、柔らかい頭の小中学生に、ハンセン病問題に対する正しい理解と人権意識の高揚を図る。それから、そういった体験をした小中学生が、家庭で家族、両親とか祖父母と話をすることで、そういった理解が祖父母やご両親にも波及をしていき、社会に根強く残っている偏見・差別の解消を図る。療養所と地域との交流を促すことで、療養所全体として社会復帰を進めていこうというものです。来年度、24年度につきましては、地元である瀬戸内市の小中学校を中心に、徐々に広げて拡大していきたいと考えています。これについては、瀬戸内市長、瀬戸内市教育長へお願いしているところです。また、社会復帰支援員の事業が終了した後も社会復帰されている方への支援は、今まで同様、医療費、住宅費、介護費用の助成は引き続き行い、お住まいの市町村と連携して必要な支援を行っていきたいと考えております。

(平松会長)

ありがとうございました。説明に対して何かご意見、ご質問等がありますか。

(中尾委員)

今後の社会復帰支援事業ということで、説明されましたが、現在まで10年間、社会復帰支援員として活躍してくださったソーシャルワーカーの方々、本当にお世話になりました。今後、県が社会復帰された方を支援していくことになりますが、私たちが心配するのは、社会復帰した人たちが亡くなった時、その遺骨をどうするかという問題です。家族の方が遺骨を引き取られないとも聞いています。そうすると無縁仏になってしまうということで、施設の福祉課と話しましたが、自治会が身元引受人となって、園に納骨するしかないだろうということでした。しかし、長く社会復帰されてい

る方ですと、園では誰もその人のことを知らない場合、身元引受人にはなれないということもあるかと悩んでいるところ です。社会復帰された方たちが、そのような状態になったときの扱いが今後、問題になってきた。福祉課とは改めて話をすることになっていますが、非常に難しい問題だと思っています。このことは、県に関係があるのか分かりませんが、今後どうしていくのか、社会復帰された方なので、余計に悩ましい問題だろうと思っています。今後、相談に乗っていただくこともあろうかと思いませんので、よろしくお願ひします。

(平松会長)

人が人として生き、人として死んでいく、これが人権の基本だと思うのですが、その権利すら、なかなか守られていない。そういうようなことから、人がどのように人生を終えたいか、岡山県社協と一緒に「私の生き方ノート」というものを作りました。自分の意識がはっきりしている間にどのような形で人生の幕を閉じるかということで、参考までにお読みいただきたい。亡くなったことをどなたに連絡してほしいか、財産はどなたにお渡しする、どのような方法でお葬式をするか、そういう希望がここに書いてあります。人の人生というのはいつ終わるか分かりません。ですから、何か機会があったときには、自分の人生について考える機会にもなると思いますので、できれば参考にさせていただきたい。これを作るときに権利擁護という言葉がでてきたのですが、権利擁護という言葉自体が矛盾した言葉である。権利というのは、当然の権利であって、擁護されなければならないものではない。まだそういう社会にあるということを変えていかなければいけないと、我々は思っています。本当に今のお話を聞いて、邑久光明園で勉強させていただいたときに、牧野前園長が学生たちへの講義の中で紹介された「まあだだよ 骨になっても まあだだよ」と、こんな悲しいことが現実にあるということ、また、今日も新たに聞かせていただいて、自分の人生だったらどうだろうということ、すごく感じます。我々は常に人のことだと思っていますが、そこを自分の人生に置き換えてみると、どうあるべきかということが、もっともっと明確になってくるのではないかと思います。「私の生き方ノート」が一助になればと思ひ、持参しました。参考にさせていただけたらと思ひます。ありがとうございます。

(3) 平成24年度ハンセン病問題対策事業実施計画について

(平松会長)

平成24年度ハンセン病問題対策事業実施計画について、健康推進課での取り組みについて健康推進課 則安委員 から説明をお願いします。

(則安委員)

<平成24年度ハンセン病問題対策事業実施計画について、資料に基づき説明：略>

(平松会長)

ありがとうございます。それでは、教育庁での取り組みについて、教育庁人権教育課 谷名委員 から説明をお願いします。

(谷名委員)

<平成24年度ハンセン病問題対策事業実施計画について、資料に基づき説明：略>

(平松会長)

ありがとうございました。では続いて、人権施策推進課での取り組みについて、人権施策推進課 寺元委員 から説明をお願いします。

(寺元委員)

<平成24年度ハンセン病問題対策事業実施計画について、資料に基づき説明：略>

(平松会長)

ありがとうございました。続いて、保健福祉課の取り組みについて、保健福祉課 水川委員 から説明をお願いします。

(水川委員)

<平成24年度ハンセン病問題対策事業実施計画について、資料に基づき説明：略>

(平松会長)

ありがとうございました。以上、事業実施計画の説明でしたが、何かご意見、ご質問等がありますか。

(則武委員)

平成24年度の計画では、いよいよ社会復帰支援員の事業が、10年で終わるということで、社会復帰をすでにされている方に対する支援事業は残るわけですが、概ね主力が啓発におかれると思います。先ほど指摘のあった、国として何をすべきか、ゆいの会などボランティアとして何をすべきか、という問題はそれぞれあると思うが、県としての啓発を従来どおり、ずっとこのまま続けていくのか、それとも何か質的に違う取り組みをしていく余地があるのか、ということを多少議論したほうがよいのではないかと。そうでないと、毎年、従前どおりの内容が確認され、協議会として、集団的に討議する意義が乏しくなっていく。そこを県としてどう考えているのか伺いたい。その問題を考えるに当たって、人権という側面から考えた場合、確かに入所者は非常に高齢になり、いずれ療養所はなくなっていくということはあるが、ハンセン病問題が現代に問いかけた課題というのは残ると思います。例えば弁護士会は、この10年間、ハンセンサポートセンターという部所を設置し、愛生園や光明園で法律相談に応じる体制を組んできました。これもだんだん件数が減ってきて、年間にわずかしかな相談件数がないというのが実情ですが、今年3月の総会では、光明園の青木先生においていただいて、ドクターサーブ問題を討議しました。これは兵庫県の人権活動を活発にしている弁護士を中心にドクターサーブという演劇をした際の話です。アフガニスタンでハンセン病の治療にあたった医者を主人公にした演劇の中で、癩病という表現が使われたり、ハンセン病の病態の描き方が非常に悲惨な描き方をされていたりしたということがあって、関西の退所者から演劇の内容を変えてもらえないかという意見が出て、最終的に多少の修正を加えて実施したという問題でした。つまり、普段、人権を推進する立場の弁護士ですら、そういう過ちを犯すという問題であったように思えるわけですが、そういう意味でハンセン病問題が問いかけている意義というのは、依然として失われたい。南委員会を中心に県で作成した、第3次人権施策推進指針や第2次人権教育推進プランで、ハンセン病問題を一個の柱としたことは、そういう問題意識があつたことだと思われたい。この協議会として、今後、ハンセン病問題の啓発活動をどう展開させていくのか、10年という節目の年でもあるので、主催者であ

る県としてのご意見を賜りたいと思い、問題提起しました。

(平松会長)

ありがとうございました。事務局からいかがでしょうか。

(則安委員)

ありがとうございます。様々なご意見があろうかと思えます。ハンセン病問題を我々も決して風化させることなく、今後人権施策も十分に反映させ、この問題へのさらなる解決に向けて取り組まねばならないと思っています。そうした中で、今できる限りのことをしているところですが、今後、自然消滅することのないようにとすることで、この協議会も毎年2回、継続的に開催しているところです。社会復帰についても、療養所から外に出てということではなく、今後の事業として、社会復帰推進事業で説明したとおり、地域交流による療養所全体としての社会復帰を推進するという考え方を持って、工夫しながら進めているようなところです。そうはいいながらも、ご指摘のように今後本当にどうするのかということはしっかり考えて、我々もできる限り、智慧を絞りながら進めていきたいと思っています。また国への働きかけ等もしっかり行っていきたいと思っていますが、委員の皆様方からもご意見をいただき、またそれぞれの団体で積極的に取り組んでいただき、県民力を合わせて、この問題を風化させることなく、きちんと後生に伝えていく必要があるかと思っています。十分な回答になっていなかと思いますが、このように考えています。

(平松会長)

ありがとうございました。

(則武委員)

先日、光明園の岡山事務所での展示会に参加しました。長島まで足を伸ばすのは、交通手段などの問題もあって、大変ですが、岡山市内で啓発活動をされるというのは、参加もしやすく、意味があることだと思います。例えば、そういうことに県などが関わっていく余地があるのか、それとも全然心配する必要はないのか、いかがですか。

(畑野委員)

展示会に来場いただき、ありがとうございます。主催は光明園慰安会ということで、園が事実上支援しながらしている事業ですが、2回実施しました。資料を改めて整理する中で、随分埋もれていた資料が出てきたり、写真も自治会が「これどこから探して来たんや」というような写真が出てきたり、大切なきっかけになっています。今後、毎回の分をストックし、資料として残していくつもりですので、貸出事業もしたいと考えています。熱心な方は岡山事務所でも来てくださるが、中心地ではないので、将来的にはよい場所で、改めて展示するとか、そういう可能性があれば、ありがたいと思います。

(南先生)

則武委員、畑野委員からもありましたが、私も一言申し上げたいと思って来ておりました。第3次人権施策推進指針や第2次人権教育推進プランは則武委員が言われたことを一番踏まえて作成した。その点については県、教育委員会とも考えてお

られたと思います。今後、両園の将来構想、県や教育委員会も人権啓発教育ということが重点的になっていきますので、則武委員が言われたことを充分踏まえた施策を考えていくことが非常に大事ではないかと私も考えていたところです。そこで、光明園の岡山事務所での展示会や愛生園の、黒井山での展示を広報する際、県や県教委で支援する方法はないか、確かにホームページ「みんなで描くひとつの道」にアクセスすれば、愛生園、光明園へもリンクしていて、そこから計画を見れば分からないこともないが、例えば何か広報が考えられないか。あるいは、両園の開催時期も、いつがいいのかというようなことを検討することも含めて、より大勢の人が参加できるよう、工夫できればよいと感じ、これからの課題かと思っています。ぜひ、愛生園、光明園、どちらへも、できるだけ大勢の人が行かれたらいいと思っています。これは、非常に啓発教育に役に立つと思っています。

(則安委員)

我々担当課としても、県民の方に知っていただきたい取り組みの広報にできる限り積極的に協力したいと考えています。できないこともたくさんありますが、できることもたくさんあると思っています。関係機関への周知等について、ご相談いただければと思います。

(平松会長)

切り口によっては、啓発が間違った方向へ行くかもしれないということは、私も人間と宗教という科目を担当していて、ハンセン病問題がキリスト教の世界でも、仏教の世界でも出てきます。取り扱いの仕方が、非常に正しくない。それを非常に感じています。やはり大衆が見る、そういうメディアの中にきちんとした視点を持って行かないと、間違った方向へ行くのではないかと思います。それから広報は公の責任でもあるわけですから、しっかりお願いしたいと思っています。

(4) その他

(平松会長)

本日の議題は以上ですが、何かありますか。

(畑野委員)

来年度の社会復帰推進事業は、小学生・中学生との交流ということで、非常に興味をもって、ありがたいと思っています。現在、光明園では、公式イメージキャラクターを作りたいということで、関係の深い小学校、中学校しか呼びかけられなかったが、裳掛小学校、牛窓中学校、三石中学校やその他の方々からもアイデアをもらって、小さな展示会を園内でしています。社会復帰推進事業が始まることに期待をしています。ぜひ、子どもたちが喜んで来られるような努力を我々もしていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

(平松会長)

ありがとうございました。以上で議事を終了させていただきます。今後の日程について事務局から説明をお願いします。

(事務局・原田)

今回の開催予定ですが、今年度同様に8月を予定しています。細かい日程については、

改めて調整させていただきますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

3. 閉会

(平松会長)

ありがとうございました。皆さんお疲れさまでした。

(則安委員)

どうもありがとうございました。本日は、本当に多くのご意見をいただき、我々としまでも、今後、このハンセン病問題対策協議会をしっかりと開催させていただき、皆様方の貴重なご意見をいただきながら、施策を進めて参りたいと思っております。また、社会復帰支援員の皆様、本当にありがとうございました。10年間に渡り、活動され、入所者の皆様、社会復帰された皆様へのご支援、感謝申し上げます。ありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議は閉会でございますが、今後ともご支援、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。